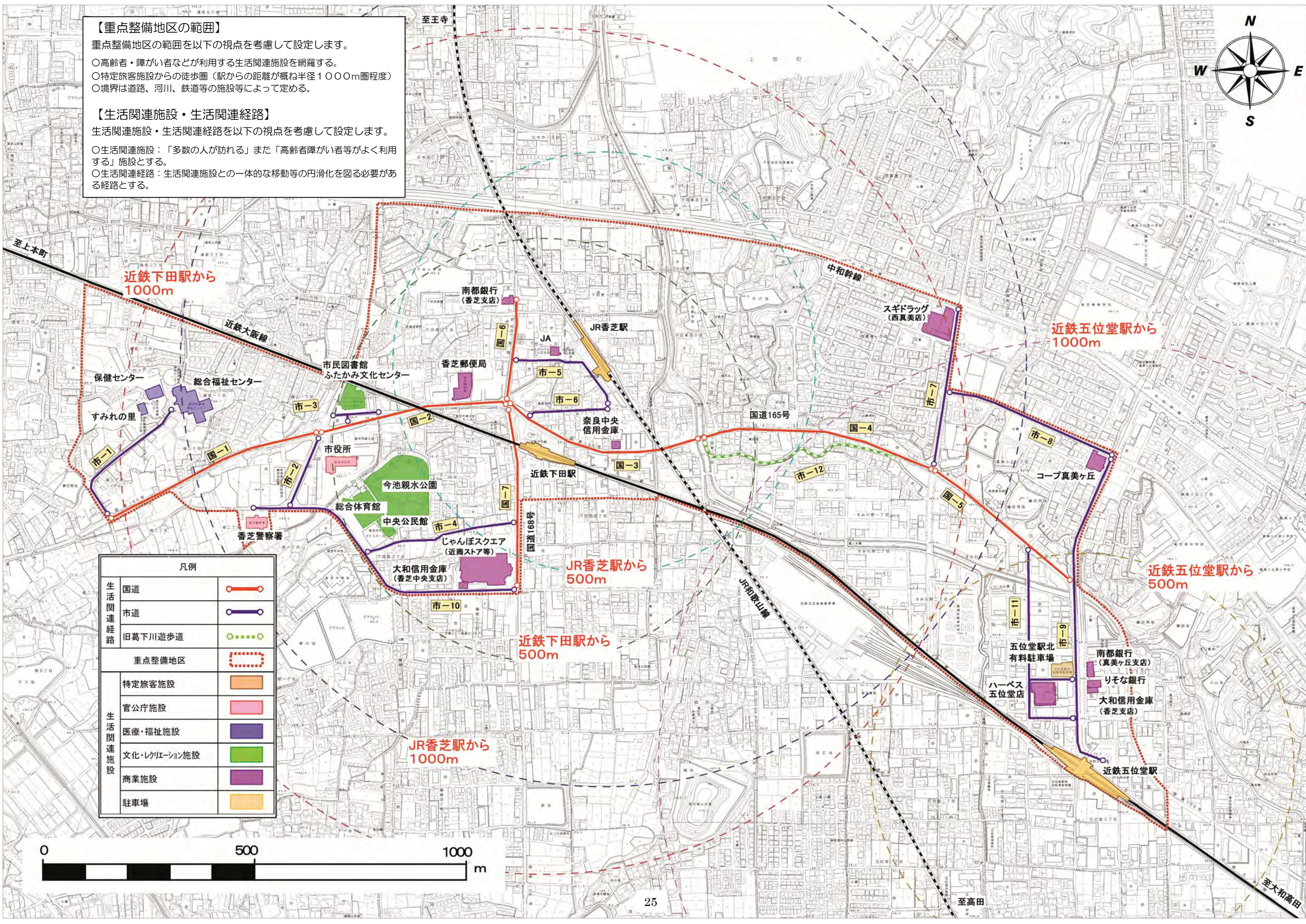




**【重点整備地区の範囲】**  
重点整備地区の範囲を以下の視点を考慮して設定します。  
○高齢者・障がい者などが利用する生活関連施設を網羅する。  
○特定旅客施設からの徒歩圏（駅からの距離が概ね半径1000m圏程度）  
○境界は道路、河川、鉄道等の施設等によって定める。

**【生活関連施設・生活関連経路】**  
生活関連施設・生活関連経路を以下の視点を考慮して設定します。  
○生活関連施設：「多数の人が訪れる」また「高齢者障がい者等がよく利用する」施設とする。  
○生活関連経路：生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る必要がある経路とする。



凡例		
生活関連経路	国道	
	市道	
	旧葛下川遊歩道	
重点整備地区		
	特定旅客施設	
生活関連施設	官公庁施設	
	医療・福祉施設	
	文化・レクリエーション施設	
	商業施設	
	駐車場	

